

第 16 回 長野市空家等対策協議会 議事録

- ・日 時 令和 5 年 8 月 25 日 (金)
午後 1 時 30 分から
- ・場 所 長野市役所二庁舎 10 階会議室 203
- ・出席者 (委 員) 寺内委員、勝山委員、北村委員、田幸委員、中村浩二委員
大内委員、小池委員、安塚委員、横田委員
中村稔彦委員 (欠)、山崎委員 (欠)、荻原委員 (欠)、
(事務局) 前田課長、内山室長、小林(一)係長、小林(晴)係長、西澤主査

□ 第 16 回 長野市空家等対策協議会

1 開 会

事務局 A：定刻となりましたので、ただいまから「第16回長野市空家等対策協議会」を開会いたします。私は当協議会の事務局を担当いたします、建築指導課長の前田でございます。議事に入るまでの間、事務局で会議の進行を務めさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

本日の「議事について」でございますが、会議及び議事録を公開することとしております。本日の会議は、傍聴者はありませんが、議事録につきましては、後日、委員の皆様にご確認いただいた上で、発言者名抜きで公開させていただきますので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。なお、議事録作成のため協議内容を録音をさせていただきますこと、併せてご了承ください。

本日の日程ですが、概ね15時30分を目途に終了させていただきます。

さて、前回5月に開催いたしました、第15回協議会におきましては、今年度の空き家等対策の取組みと空家法の改正法案について、ご意見をいただきました。

本日は、6月14日に公布されました「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」について、現時点での市の対応方針や空き家発生の抑制に向けた取組みなどについて、ご説明させていただきたいと思っております。委員の皆様にはそれぞれの専門分野でのお立場から、様々なご意見やご提案などを頂戴したいと存じます。

また、議事(4)の事業実施にあたりましては、宅地建物取引業協会様に不動産査定のご協力を、解体工事業協会様に解体工事費用の見積りのご協力をいただき、感謝申し上げます。

なお本日は、長野県立大学の中村委員、長野地方法務局の山崎委員、荻原市長が用務によりご欠席という連絡を受けておりますので、よろしくお願いいたします。

2 議 事

それでは、2の議事に移ります。

長野市空家等対策協議会要綱 第5第1項により「会長が会議の議長となる。」としております。これより議事進行につきましては、寺内会長にお任せしたいと存じます。

それでは、寺内会長よろしく申し上げます。

会長：それでは、これからは、私が司会を務めさせていただきます。会議が円滑に進みますよう、皆さまのご協力をお願いします。事務局から、議事（1）の「改正 空家等対策の推進に関する特別措置法公布に伴う市の対応について」説明をお願いします。

事務局B：それでは、事務局からご説明いたします。本日の議事に入る前に、配付資料の確認をさせていただきます。資料は、議事次第に記載がありますが、資料1、資料2、資料3の合計3点となっております。不足等ございましたら、お申しつけください。ここからの説明は、着座にて失礼いたします。

議事に入る前に、前回の協議会の議事（1）今年度の空家等対策の取組についての中で、空き家バンクの実績について説明いたしました。田幸委員から長野市の定着率についてご質問がございました。その件についてご回答いたします。空き家バンクを担当しております、移住推進課に確認したところ、定着という定義や把握している数値は、ございませんでした。なお、「空き家バンク登録物件」が購入により登録から削除された後、その物件が再度「空き家バンク登録物件」となった件数は、平成27年の空き家バンク開始以降、登録件数381件のうち、3件ありました。このように、再度「空き家バンク登録物件」となった場合には把握できるのですが、空き家バンクを介さない売買等があった場合には、把握が困難であるとのことでございます。以上が回答となります。

それでは、私から、一つ目のポツ「改正空家等対策の推進に関する特別措置法公布に伴う市の対応について」ご説明させていただきます。後ほどご意見、ご質問の時間をとらせていただきますので、よろしく申し上げます。

資料1をご覧ください。改正空家法が6月14日に公布され、その後、国土交通省が公表した資料に、現時点での市の対応を追記した資料でございます。資料の構成については、1ページ目が背景と方向性、2ページ以降は法改正の主な3つの概要となっております。各ページ共に、左側に国土交通省が公表した資料、右側の緑色枠部分が当課で追記した内容となっております。左側の国の内容については、前回の協議会で案の段階でしたが、ご説明したものと変更がないため、緑文字で追記した部分を中心に補足説明させていただきます。

表紙にお戻りいただきまして、右上に記載があるとおり、公布の日から6ヶ月以内の施行となっております。年内の施行が予定されていますが、現時点では具体的な指針やガイドラインの情報はございません。

めぐりまして1ページをご覧ください。「背景と方向性」について、ご説明いたします。右側の市の背景をご覧ください。別荘や賃貸売却予定のある住宅を除いた、居住目的のない空家は表に示すとおりこの10年で約1.6倍に増加しており、この空き家は管理不全空家になる可能性が高いといわれていますが、今後更に増加する見込みとなっております。

国の背景にありますように、現行法の定めにより現在市でも特定空き家への対応を中心に、指導、勧告の措置や解体補助金などの支援を行っていますが、特定空き家に至らない苦情などで把握した適正管理されていない空き家についても、適正管理のお願いなど指導を行っています。特定空き家になってからの対応は、我々も所有者も大変困難で限界を感じているところもございます。

次にその下の枠内の所有者責務の強化をご覧ください。適切な管理が行われていない空家等がもたらす問題を解消するためには、現行法においても行政主体の責務に関する規定の前に「空家等の所有者等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。」と規定されております。

改正法で、新たに国や自治体の施策に協力する努力義務が追加されたわけですが、引き続き、まず所有者や利害関係人による自主的解決を働きかけていきます。

その下枠、空家担当職員確保についてですが、国交省の欄に緑文字で追記していますが、増加し続ける空き家に対し、地方公共団体のマンパワー不足が指摘されており、ご覧のとおり改正法案に対し職員の確保・増員を促すことが、衆・参付帯決議されています。

次に、2ページをご覧ください。このページ以降は、改正法の概要となっております。

これまでの空き家対策の中心は空き家の除却でしたが、空き家の状態が悪化する前の段階から有効活用や適切な管理を促すことが今後の空家対策の大きな柱となっております。

まず、ひとつめの「活用拡大」についてご説明いたします。(1) 空家活用の重点的实施について。空き家等活用促進区域の規定が創設されたことを、前回ご説明いたしました。

右側の緑枠の(1)をご覧ください。法に基づく中心市街地、地域再生拠点、地域住宅団地再生区域、歴史的風致重点区域、その他国交省令・総務省令で定める区域で、その下の当該区域内の空家数や分布状況から①活用が必要と認められる区域(空家等活用促進区域)②活用の促進を図る指針を、空家等対策計画に定めることができる規定となっております。

ここで、空き家等活用促進区域創設の背景について補足説明させていただきます。法改正案、策定前の国の調査で、969市区町村のうち24%の市区町村が一定の地域に、空き家が集中していると回答し、36%の市区町村が具体的に利活用を促進したい地域があるという、約3割程度の回答を受け、空き家等活用促進区域の規定が創設されたものです。

本市は、平成28年度に実施した空家等実態調査で、空家等は市内全域に分布しており、特に市内西部の中山間地域で、空家等率が高くなっているという結果になりましたが、具体的に利活用を促進したい地域として定めたものはございません。

次に、活用促進区域内での接道規制や用途規制の合理化についてですが、当初、接道規制が緩和されるという情報から、未接道空き家も緩和されるのかという問合せもありましたが、国土交通省の(1)の枠内の接道の合理化に緑色の※印で追記しましたが、法文から、敷地が幅1.8m以上4m未満の道路に2m以上接するものに限る。将来的に幅4m以上で整備する住民合意要件を検討中としており、安全確保が前提となっております。このことについては、省令で定める基準を参酌して定めるものとする規定されていますので、今後の動向を注視していきたいと思っております。合理化については、現行の建築基準法でも緩和の規定がございしますが、活用促進区域内の空家については、その都度の個別審査が不要、

建築審査会の同意が不要など円滑化できます。矢印下の○ですが、今後の国の動向を注視しながら、空き家の実態調査の必要性も含め各法を所管する庁内関係部局と連携し、活用できる制度や事業は積極的に取入れ空き家対策を着実に進めていきます。

(2)については、後程ご説明いたしますので、(3)をご覧ください。改正法で創設されたサポート体制として、空家等管理活用支援法人の創設がございました。

本市では、現在、本協議会や庁内関係部局、協定団体との連携により、法に掲げる業務を連携して実施しておりますので、今後、NPO法人等にアウトソーシングする必要があるのかも含め検討し、法に掲げる業務を適正かつ確実に実行できる地域に根差したNPO法人等がでてくれば指定することもできることとなります。なお、このことについて、国は考え方のマニュアルを策定する予定としております。

3ページをご覧ください。2つ目の「管理の確保」について、ご説明いたします。(1)特定空家化の未然防止ですが、新たに空き家の管理指針や管理不全空家の規定が創設されました。右側の緑枠をご覧ください。現時点で、一つ目の○国で新たに定める管理指針や管理不全空家と判断する明確な基準が示されていないため、管理不全空家の件数は把握できておりません。

H28年度市が実施した空家実態調査で「現状のままでは利用困難なもの」が約640棟、「管理が行き届いていないが、小規模修繕で利用可能なもの」が約2,700棟存在しております。

今後の具体的な指針が示された時点で、県や庁内関係部局とも連携しできるだけ早期に判断基準を定めて管理不全空家の把握に努めていきます。

次に、(2)管理不全建物管理制度の活用についてですが、次ページ4ページの(2)について先にご説明させていただきます。

4ページの(2)をご覧ください。右側の緑枠(2)をご覧ください。

現行は、民法の規定に基づき、財産管理人の選任請求に特定空家であることなど申立て理由が必要ですが、次の○改正後は市長に申立権の特例が与えられ、理由不要で請求可能となります。管理不全空家も対象となります。

また、次の○、所有者不明の空家でも不利益を被るおそれのある隣接地所有者、民間買受希望者等は、利害関係人にあたり得る者として民法で選任請求が可能となっております。

矢印下○ですが、市の所有者不明空家も年々増加しており、本協議会でも報告していますが、現在苦情等により25件把握しております。昨年度、本協議会でご検討していただきましたが、今年度から新たに財産管理人制度を活用した所有者不明の特定空家の解消について事業化しております。引き続き周辺への影響や予納金の回収の可能性など、各事案の状況を適格に判断しながら、その活用を検討していきます。

3ページに戻りまして、(2)をご覧ください。管理不全建物管理制度については、被害を受けている隣地所有者等の利害関係人も民法で申立てが可能であり、所有者や利害関係人による自主的解決の働きかけを行います。

なお、改正民法では、所有者不明土地建物の管理及び処分をする権利は、所有者不明土地建物管理人に専属するという規定がありますが、管理不全土地建物の管理及び処分につ

いては、管理不全土地建物管理人に専属するという規定がありません。また、管理不全土地管理命令の対象とされた土地・建物の処分については、所有者の同意がなければ、裁判所は許可することができない規定となっております。

次に3ページ(3)ですが、このご説明は、割愛させていただきます。4ページをご覧ください。3つ目の法改正の概要となる「3. 特定空家の除却等」について御説明いたします。(1) 代執行の円滑化についてですが、一つ目の緊急代執行制度について、災害その他非常の場合において特定空家が保安上著しく危険な状態にある等、命令の事前手続きを経るとまがない緊急時の代執行制度が創設されました。二つ目として、所有者不明時の略式代執行後の費用徴収の手続きが円滑化されました。緊急代執行制度については、特定空家等に認定されたものに限りませんが、通常は、指導、勧告、命令、行政代執行となる手順ですが、緊急代執行の場合は命令が不要となります。なお、その他非常の場合については、今後具体的事象が国交省から示される予定です。所有者不明時の略式代執行については、略式代執行後の費用徴収の事例は過去にありませんが、徴収の際は手続きが円滑化され事務負担が軽減されます。

次に(3) 状態の把握については、特定空家の所有者に空家等に関する事項を報告させる規定が盛り込まれ、指導・勧告などの際に活用できます。

最後に、一番下の赤枠部分ですが、1から3共通の市の対応としまして国が今後示す指針などの動向を注視し本協議会や県、庁内関係部局と連携し、活用できる制度など積極的に取入れ、空き家対策を促進していきたいと考えております。私からの説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

会長：ただいま、事務局から(1)の「改正 空家等対策の推進に関する特別措置法公布に伴う市の対応について」説明いただきました。それでは、事務局からの説明を踏まえ、ご質問やご意見をいただきたいと思います。

委員A：4ページの一番下の○に「これまでに実施事例はないが」と記載がありますが、財産管理制度の活用の実施事例がないということでしょうか？

事務局B：その通りです。今年度、新たに財産管理制度を活用した所有者不明の特定空家等の解消について事業化しています。

委員A：どのような場合、財産管理人制度を活用するのでしょうか？検討として、どういうところからしていくのでしょうか？

事務局B：苦情をもらった中で、要件に当てはまるかどうかで考えていきます。昨年度、本協議会で3つのモデルについて検証していただきましたが、第三者への影響、申し立て理由の妥当性、予納金等費用回収の可能性などから活用する案件を決定しています。

委員A：予納金の回収できる見込みがないと活用しないということでしょうか。解体費がかかるだけで、お金にならないものは活用しないということでしょうか？

事務局B：費用回収の見込みがなくても、第三者への影響が大きい場合など、危険であるものについては、進めていかなければいけないと考えています。まずは、市が把握した所有者不明で、第三者への影響が大きい特定空家等がかつ費用回収の見込みのあるものから、優先順位をつけて実施しています。民民での話し合いが基本ではありますが、第三者への影響を考えて、市の介入の判断をしていきたいと思えます。

委員A：利害関係人が申し立て費用を用意して、申し立てるのは困難なことが多いため、所有者不明の空家の隣家の住人から市に相談があった場合は、市が利害関係者として対応してもらえると案内してもいいのでしょうか？

事務局A：先ほどの説明にもありましたが、まずは所有者や利害関係者が自主的な取り組みで解決することが原則になりますので、民民の問題であれば利害関係者による申し立てとなります。市では、解体補助金を交付しているように、基本的には所有者、当事者を支援する立場です。所有者不明の特定空家等について、市が介入すべきかどうかは、周囲への影響や予納金の回収の可能性など、各事案の状況を的確に判断しながら、その活用を検討していきます。

会長：それでは、(2)の「空き家の発生抑制等に向けた新たな取組について」説明をお願いします。

事務局C：私から、「空き家の発生抑制等に向けた新たな取組について」ご説明させていただきます。資料2をご覧ください。今年度、新たに実施した、空き家の発生を抑制するための取組でございます。今後の空き家対策については、従来から進めてきた活用困難な空き家の除却等の取組みのほか、空き家や特定空き家の状態になる前の段階から、空き家の発生抑制、適切な管理、活用の判断の迅速化など、所有者やその家族に対し、啓発することから、今年度より新たな取り組みを行ってまいりました。

1 発生の抑制としまして、「終活」としての空き家対策の重要性、空き家リスクの意識啓発、並びに、高齢所有者の情報取得の機会を拡大するため、次の取組みを行いました。まず、空き家対策室と福祉関係部局とが連携して、高齢の所有者に対し、住まいの終活を呼びかける対応を促進していくため、福祉関係部局（本庁・出先）29か所の窓口に、空き家対策のパンフレットを配置いたしました。

次のページをご覧ください。2 発生の抑制・活用促進①としまして、市民窓口課で死亡届出の手続きの際に、家族など相続人へ、空き家の相談先など周知し、自らによる活用や第三者への譲渡などの早期決断を促すため、「長野市に死亡届を提出された方へ」に所有していた建物に住む人がいなくなり、空き家になる場合の各種対策や支援制度の窓口を掲

載させていただきました。

次のページをご覧ください。3 発生の抑制・活用促進②としまして、多くの市民の方に、空き家対策の重要性、空き家リスク、適正管理等の意識を啓発するため、信州住まいのわくわくフェア、MIDORI りんごのひろば、長野図書館に特設コーナーを設け、空き家対策パンフレットを配置しました。現在は、南部図書館において8月末まで特設コーナーを設け、啓発を行っているところでございます。

4 特定空家等の除却の促進ですが、これは従来から進めてきた活用困難な空き家の除却等の取組をより加速化・円滑化するため、発生の抑制の対策と併せて、老朽危険空き家解体事業補助金のチラシも配置し周知を行っております。私からの説明は、以上でございます。よろしく申し上げます。

会長：ただいま、事務局から（2）の「空き家の発生抑制等に向けた新たな取組について」説明いただきました。それでは、事務局からの説明を踏まえ、ご質問やご意見をいただきたいと思っております。

委員B：発生を抑制するための取り組みですが、パンフレットの配布等以外に、セミナーのような取り組みはしていないのでしょうか？

事務局D：出前講座の取り組みを行っています。出前講座は10名以上の参加がある場合に開催できますが、年間に2～3組程度開催しています。この出前講座には、以前に司法書士会で開催したセミナーにおいて作成いただいた、相続に関する資料の記述も記載しており、60コマ程度で1時間程度の講座になっております。

なお、開催回数は増やしたいところですが、開催希望は年間2～3組の状況です。

委員B：年間で2～3組程度しか開催されないということですね。

事務局D：はい。

事務局C：また今後、民生委員の会長会での説明も検討しているところでございます。民生委員は、地区の空家問題や高齢者の悩み事等把握しているのです、地区のそれらの問題について、民生委員に空き家対策室に繋いでもらえればと考えております。

委員B：そこでもパンフレットの配布だけになるのでしょうか？

事務局C：要望があれば、民生委員の定例会などで説明することもしていきたいと思っております。

会長：他にありませんか。ないようですので、それでは（3）の「空き家の発生を抑制する

ための特例措置の拡充・延長について」説明をお願いします。

事務局C：私から、「空き家の発生を抑制するための特例措置の拡充・延長について」ご説明させていただきます。

今回ご説明する制度ですが、平成 28 年度税制改正により、創設されたものでございます。国が平成 26 年に実施した空き家実態調査によると、周辺的生活環境に悪影響を及ぼし得る空き家の約 75%が旧耐震基準の下で建築されたもので、これらの空き家の解消を目的としたものとなります。本制度では、相続後の空き家を売却する場合、3,000 万円まで譲渡所得を控除する税制特例措置を設けておりますが、この制度の拡充及び期間延長に関して、ご説明いたします。

まず、資料 3 の青枠内の「施策の背景」をご覧ください。今回の制度拡充等の施策の背景としまして、まず、一つ目の○ですが、住宅土地等統計調査によりますと、現在利用予定がない「その他の空き家」は全国で 349 万戸となっておりますが、令和 12 年には約 470 万戸まで増加すると見込まれております。なお、右の青の破線内にありますが、国は住生活基本計画の成果目標において令和 12 年までに居住目的のない空き家数を 400 万戸程度に抑えるという指標を掲げているところでございます。

次に二つ目の○空き家は相続を機に発生するものが過半数以上となっております。

そのため三つ目の○ですが、空き家を早期に譲渡するなど、有効活用するよう相続人を後押しする必要が生じております。本制度では、所得税、個人住民税に関して、被相続人がお住いになっていた住宅を相続後、耐震リフォームをした後に譲渡した場合、あるいは空き家を除却後に土地を譲渡した場合に譲渡所得から 3000 万円までを特別控除するという税制の特別措置を講じております。黒点線枠内に記載がありますが、本税制度は、空き家の有効活用に大きく寄与しており、全国の実績としましては、令和 3 年度に 11,976 件の特例控除に必要な市区町村の確認書を交付しており、長野市では令和 3 年度に 39 件、4 年度には 64 件交付しております。他方、現行制度では譲渡前に売り主が除却又は耐震改修の工事を実施する必要があり、これが空き家流通上の支障となることがあると考えられています。

次に下の青枠内の「要望の結果」をご覧ください。要望の結果として、一つ目のポツ現行では令和 5 年度までの特例措置の期間を 4 年間、令和 9 年 12 月 31 日まで延長することとなりました。

二つ目のポツですが、売買契約等に基づき、買主が譲渡の日の属する年の翌年の 2 月 15 日（確定申告の期限）までに耐震改修または除却の工事を行った場合、工事の実施が譲渡後であっても適用対象となるよう拡充されました。資料下の表の〈制度イメージ〉が示すように、現行制度では「譲渡前」に売主が、除却又は耐震改修の工事を実施する必要がありましたが、これが空き家流通上の支障となることもあり、制度改正の拡充内容では、買主側が一括して工事をすることも可能となるなど、制度が拡充されたということになります。私からの説明は、以上でございます。よろしく申し上げます。

会長：ただいま、事務局から（３）の「空き家の発生を抑制するための特例措置の拡充・延長について」説明いただきました。それでは、事務局からの説明を踏まえご質問やご意見をいただきたいと思います。

会長：相続したから３年間ということですが、相続した日とはいつになるのでしょうか？亡くなってから、相続するまでに、時間がかかる場合もあると思いますが。

事務局C：被相続人が亡くなった日になります。

会長：亡くなったことを知らないで後で知った場合などはどうなるのでしょうか？

事務局C：基本的には、登記簿に記載される相続した日は死亡した日になります。

会長：いつ相続したか分からないような空き家に関しては、対応できないということでしょうか？

事務局D：この制度的には、対応できないことになります。この制度は、一人でお住まいになっていて、亡くなったことにより空き家となったものを３年以内に売却する場合ですので、親が亡くなった場合はすぐに分かるものと思います。特定空き家等の場合は、何十年も空き家になっているので、制度の対象にはなりません。

会長：この制度は3,000万円控除される制度ですよね？

事務局D：最大で、3,000万円まで控除される制度です。長野市の場合、申請のあった中で、3,000万円をこえるものは、記憶にありません。通常は、多くても2千数百万円程度になります。

会長：それでは、（４）の「所有者不明土地・建物管理制度等を活用した管理不全空き家等の解消について」、説明をお願いします。

事務局D：４の所有者不明土地・建物管理制度等を活用した管理不全空き家等の解消についてご説明いたします。

この議案の資料はございませんが、本年度の市の事業として、改正民法により創設された、所有者不明土地・建物に特化した新たな財産管理制度を活用した事業に取り組んでまいりました。この取り組みを進めるため、昨年（令和3年）の第14回の協議会で、3つのモデルケースの中から、利害関係人となることの妥当性や費用回収の可能性から、市街地の1物件を選定して、事業を進めようとした矢先に、今年（令和4年）の3月ですが、官報でこの所有者不明空き家の物件について、長野市以外の方から相続財産管理人が選出されましたので、その動向

を注視してまいりました。

今月、財産管理人に選任された弁護士に取り組み状況を確認したところ、「現在、不動産会社2社に現状のまま売り出しの見積もりを取っている状況」とのことで、この管理不全空き家の解消に向けた対応が進んでいるようです。

このようなことから、本年度の市として対応する案件が無い状態でしたので、所有者不明空家等の中で、特に、周辺への影響の大きい特定空家等となる2物件について、6月に宅建協会長野支部と解体工事業協会に土地の査定や解体の見積もりをお願いし、先日、査定結果等について提供をいただきました。

両協会の皆様には、この場をお借りしてお礼申し上げます。

なお、査定や見積もり結果を受けて、現在、事業を進めるため庁内で調整を行っているところですので、ご報告申し上げます。

会長：ただいま、事務局から（４）の「所有者不明土地・建物管理制度等を活用した管理不全空家等の解消について」説明いただきました。それでは、事務局からの説明を踏まえ、ご質問やご意見をいただきたいと思います。

（発言なし）

会長：ないようですので、これをもちまして本日の議事は全て終了しました。進行を事務局にお返しします。委員の皆さまのご協力により無事、議長を務めることができました。ありがとうございました。

3 その他

事務局A：委員の皆さま方、大変貴重な御意見を頂きありがとうございました。それでは、3のその他として、ご意見、ご感想があればお願いします。

（発言なし）

そのほか事務局から何かありますか。

（事務局：ありません。）

4 第17回協議会の予定

事務局A：次回、第17回の協議会について事務局から説明します。

事務局E：次回の日程につきましては、事前にご案内いたしましたが、12月20日の水曜日に開催いたします。時間は、本日と同じ1時30分より、ここ会議室203で開催しますのでよろしくお願いいたします。委員の皆さまにはお忙しい中、恐縮とは存じますが日程調整の

ほどよろしくお願ひ申し上げます。

5 閉 会

事務局A：長時間に渡るご討議、大変お疲れさまでございます。改正法は年内に施行される見込みですが、今後の国の動向を注視しまして、具体的な指針など示されましたら、情報共有していきますので、それぞれの団体の皆様方には、専門的な立場からご提案やご意見をいただき、連携して空き家対策を進めてまいりたいと思いますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

以上をもちまして、第16回長野市空き家等対策協議会を終了といたします。ありがとうございました。